

# 令和5年度 座間味村プロモーション施策展開事業委託業務

## 募集要項

### I 概要

#### (1) 事業名

令和5年度 座間味村プロモーション施策展開事業委託業務

#### (2) 事業期間

令和5年8月21日～令和6年2月29日（予定）

#### (3) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

<担当部局>

船舶・観光課

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電 話 098-987-2320

F A X 098-987-2329

#### (4) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光業の回復を図るため、令和4年度に制作した座間味村観光プロモーション映像・画像を活用し、各SNS等による動画広告等を配信し、これまでにPR出来ていない村の魅力を発信することでリピーター再訪を促すとともに新規顧客の獲得を目指す。

#### (5) 事業の内容

提案が採択された事業者は、村の所有する観光プロモーション映像・画像を活用し、各SNS等により動画広告等にて県内外はもとより国内外向けPRを行う。

#### (6) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ①令和4年度において「座間味村のまだまだ知られていない魅力のPR」として制作された観光プロモーション映像及び画像を活用し、村の魅力等をPRする。
- ②委託業務全体を統括する担当者1名の配置
- ③本件に関わる各業者の取りまとめ

- ④報告書の作成
- ⑤村と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

#### (7) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

#### (8) 募集する内容

契約にあたって、次の項目について提案を募集する。

なお、動画・画像に関しては座間味村の所有する観光プロモーション動画・画像を使用する事。

①trip adviser/Instagram、Facebook 広告

②trip adviser/YouTube 動画広告

③Tver/動画広告

④ABEMA/動画広告

⑤その他広告媒体等（TVCM 広告、電車内の動画広告等）

※提案時においてメインターゲットへの PR 方法・組合せを提示すること。

※予算内における広告期間等を明記すること。

※国内外へ PR 出来る広告方法であること。

※動画・画像の版権は座間味村にあり、映像の使用、貸出等の権限は全て座間味村がもつものとする。

#### (9) 報告書の引き渡し

事業者は令和 6 年 2 月 28 日までに村に引き渡すものとする。

## II 事業者の募集及び選定のスケジュール

#### (1) 意思表明書の提出

・日時 令和 5 年 8 月 4 日（金） 17 時まで（必着）

・場所 座間味村役場 船舶・観光課

※提出意思表明書を郵送にて提出すること。

※参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（別紙様式第 2 号）を提出すること。

#### (2) 質問書の受付

・日時 令和 5 年 8 月 9 日（水） 17 時まで（必着）

※質問は文書をもってを行い、質問書（別紙様式第 3 号）を提出すること。

・FAX 可 FAX：098-987-2329

### (3) 企画提案書の提出

- ・日時 令和5年8月10日（木） 17時まで（必着）
- ・場所 座間味村役場 船舶・観光課

※郵送又は持参とする。

### (4) プレゼンテーション等の日時

- ・日時 令和5年8月14日（月） 13時30分から
- ・場所 座間味村役場 3階多目的ホール

※プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。

※当日持参するものは、ノートパソコン。

※プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意。

※出席者は1事業者あたり3名以内とする。

※所要時間については、各事業者40分（説明30分、質疑応答10分）とする。

### (5) 審査結果について

審査は提案内容を総合的に判断し、最も優れていると考えられる提案を採用する。

### (6) 審査結果の公表

- ・日時 令和5年8月18日（金）
- ・審査結果の公表

審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

## III 応募条件

### (1) 応募資格

事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①参加表明書の提出期限において、地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ②参加意思表明書提出期限以前3ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実が無い者であること。
- ③会社更生法に基づき更生手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者ではないこと。
- ④最近1年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること。

## (2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」（別紙様式第1号）を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ①会社案内
- ②財務諸表（直近1年分）
- ③法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）

## (3) 応募に関する留意事項

- ①提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ②応募者は1つの提案しか出来ないものとする。
- ③提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- ④提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切である場合には提案書を無効とする。
- ⑥提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるものとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこの限りではない。
- ⑦全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語は使用せず、平易な表現で記載すること。
- ⑧提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

# IV 提案について

## (1) 提出書類

提案は、次にあげる書類をもって行うものとする。

- ①企画提案書

## (2) 提出方法

企画提案書は10部、提出することとする。提案書は正本を1部とし、他は写しを添付すること。サイズはA4とする。ただし、図面についてはA3も可能とするが、折込でA4とすること。